

## ◆ 附属資料

### 1. 新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例（抜粋）

#### 第1条 抜粋

##### （目的）

この条例は、公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり（以下「移動しやすいまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務を明らかにするとともに、移動しやすいまちづくりに関する施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、移動しやすいまちづくりを市、市民、事業者及び公共交通事業者の協働により総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって自動車の過度な利用からの転換を図り、市民が健康で暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2. にいがた交通戦略プラン（抜粋）

##### （目的・位置づけ）

にいがた交通戦略プランは、本州日本海側初の政令市にふさわしい活力と魅力にあふれる多核連携型のまちづくりに向けて、第3回パーソントリップ調査で提言された将来交通計画の目標を実現するため、交通政策の基本理念と短・中期（概ね10年間）に取り組む基本的な行動計画を示しています。

#### I 多核連携型の都市構造を支える交通戦略

- ・ 高速道の活用、基幹道整備の推進
- ・ 鉄道、バスのサービス向上 など

##### 【主な施策】

高速道路の活用  
パーク＆ライド拡充

#### II 地域の快適な暮らしを支える交通戦略

- ・ 生活バス路線の持続可能な運行
- ・ 鉄道駅施設の多様な活用方策の検討 など

##### 【主な施策】

区バス改善  
新たな移動形態の構築

### Ⅲ 市街地の賑わいと都市の活力を創出する交通戦略

- ・ まちなかを快適に移動できる公共交通の実現
- ・ 拠点間を結ぶ公共交通の充実、強化
- ・ まちづくりと一体となった駐車・駐輪対策
- ・ 回遊性の高い都市環境整備 など

【主な施策】  
 基幹交通軸形成  
 バスの利便性向上  
 ICカード導入 など

### Ⅳ 地域や関係者が一丸となって取り組む交通戦略

- ・ 行政、事業者、住民の連携強化
- ・ 過度な自動車依存の軽減に向けた意識啓発

【主な施策】  
 推進体制の構築・運営  
 ノーマイカーデー など

## 3. 各種データ

#### (1) 東区内の公共交通

##### ① 鉄道

駅名	路線名	1日あたりの乗客数 (平成25年度)
越後石山駅	信越本線	2,032人
東新潟駅	白新線	2,011人
大形駅	白新線	1,235人

出典：東日本旅客鉄道株式会社

##### ② 路線バス

路線名	平日1日あたりの利用者数 (平成23年)	平日1日あたりの便数 (平成25年8月時点)
がんセンター	179人	9便
臨港町	715人	37便
松浜・船江町	5,983人	240便
秋葉・船江町(スクールバス)	152人	3便
河渡	3,083人	134便
旧7号	1,581人	128便
牡丹山竹尾	2,317人	154便
はなみずき	275人	36便
旧49号	2,230人	211便

出典：「新潟市BRT第1期導入区間運行事業 最終提案書」(平成24年12月)

新バスシステム2巡目説明会資料(平成25年8月)

## ③タクシー

(台)

	事業所名	保有台数 (平成 25 年 5 月時点)			
		一般車両	車椅子専用	寝台・車椅子兼用	軽
タクシー事業者	日の出交通(株) 紫竹卸新町営業所	28			
	都タクシー(株) 東新潟営業所	55			
	星山工業(株) 本社営業所	24			
	富士タクシー(株) 本社営業所	64			
	港タクシー(株) 本社営業所	22			
	(株)三洋タクシー 本社営業所	55			
	さくら交通(株) 東新潟営業所	55	2		
	四葉タクシー(有) 本社営業所	35			
	(有)東重機運輸 本社営業所	10	1		
	個人タクシー	127			
患者限定事業者※	(有)アサイライフサポート			3	
	(株)テクノワークス				1
	(株)ケア・アシスト			1	
	(株)セカンドステージ				1
	個人タクシー		1	6	
東区合計		475	4	10	2

※要介護者・障がい者を輸送する

出典：国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局提供データ抜粋

## (2) 東区のこれまでの取組み

## ①区バス

区バスは、平成 19 年度の区制開始に伴い、区役所への交通手段の確保を目的に運行が始まりました。現在は、区役所への交通手段の他、通院や通勤・通学等にも利用されています。

ア 松崎ルート（東区役所～栗山～逢谷内～桑名病院～臨港病院～東区役所）

【詳細】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運行期間	平日（12月29日～1月3日を除く）		
便数	7便→6便/日	6便/日	11便/日
運賃等	・200円 ・就学前児無料 ・各種割引制度あり		
運行車両	43人乗り小型バス		
前年度からの変更点	・木戸病院経由のルート変更と便数の変更（10月1日～） ・運行時刻の変更	・運行時刻の変更	・運行便数の変更 ・運行時刻の変更
実績	利用者数 20,927人 1日あたり 85人 1便あたり 13人 収支率 44%	利用者数 23,349人 1日あたり 95人 1便あたり 15人 収支率 50%	利用者数 38,171人 1日あたり 157人 1便あたり 14人 収支率 45%

イ 河渡ルート（山の下庁舎前～じゅんさい池～河渡ショッピングセンター～下木戸～新潟駅南口）

【詳細】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運行期間	平日（12月29日～1月3日を除く）		
便数	11便/日	12便/日	12便/日
運賃等	・200円 ・就学前児無料 ・各種割引制度あり		
運行車両	60人乗り中型バス		
前年度からの変更点	変更なし	・運行便数の変更	・運行時刻の変更
実績	利用者数 37,597人 1日あたり 153人 1便あたり 14人 収支率 106%	利用者数 45,493人 1日あたり 186人 1便あたり 15人 収支率 116%	利用者数 46,240人 1日あたり 190人 1便あたり 15人 収支率 107%

## ②社会実験

### ア 松崎ルートが増便

東区バス松崎ルートの利便性向上のため、1日5便増便する社会実験を行いました。増便したことで利用者数が増え、収支率も平均34%と運行実績も順調だったことから、平成26年度から本格運行となりました。

	詳細
運行ルート	松崎ルート
実施期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日
便数	平日1日5便増便
運賃等	・200円 ・就学前児無料 ・各種割引制度あり
運行車両	43人乗り小型バス
運行委託事業者	新潟交通観光バス株式会社
実績	利用者数 5,515人 1日あたり46人 1便あたり9人 収支率 34%

### イ 松崎ルート・河渡ルートの土曜・休日運行

東区プラザへの交通手段などとして、区民から要望のあった区バスの土曜・休日運行について、同路線のニーズを把握することを目的に社会実験を実施しました。

	詳細
運行ルート	松崎ルート 河渡ルート
実施期間	平成26年7月1日～平成27年3月31日
便数	松崎ルート 5便/日 河渡ルート 8便/日
運賃等	・200円 ・就学前児無料 ・各種割引制度あり
運行車両	松崎ルート 43人乗り小型バス 河渡ルート 60人乗り中型バス
運行委託事業者	新潟交通観光バス株式会社
実績	利用者数 7,682人 1日あたり87人 1便あたり6人 収支率 31%

## 4. 公共交通機関等の割引及び助成

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、要件に応じて受けることのできる割引及び助成があります。

- ①JR運賃の割引
- ②バス料金の割引
- ③タクシー運賃料金1割引
- ④福祉タクシー利用助成
- ⑤リフト付タクシー利用券助成
- ⑥人工透析通院交通費助成
- ⑦通所施設等通所費助成

## 5. 東区地域公共交通検討会議

### (1) 開催経過

#### ア 平成25年度

	開催日	内容
第1回	平成25年 5月23日	○新バスシステムについて ○BRT第1期導入区間運行事業における提案内容 ○東区の公共交通の現状 ○意見交換
第2回	平成25年10月23日	○バス路線再編計画と生活交通改善プランの位置付け ○第2巡目新バスシステム説明会の概要報告 ・市民説明会等の開催結果の報告 ・BRT運行計画(案)(BRT当初導入時点) ・BRT導入時点における東区のバス路線再編計画(案) ○東区生活交通改善プラン(案)について ・現状と課題 ・東区生活交通改善プラン(案)の構成(目次) ・意見交換
第3回	平成26年 3月25日	○東区自治協議会からの意見 ○東区生活交通改善プラン(案)の目標・基本方針 ○意見交換

#### イ 平成26年度

	開催日	内容
第1回	平成26年 9月 8日	○東区生活交通改善プラン(案) ○意見交換

## (2) 東区地域公共交通検討会議開催要綱

### (開催)

第1条 BRT第1期導入区間運行事業（以下「本事業」という）を基軸とした段階的なバス路線再編による全市的に持続可能な公共交通体系の構築に向けて、東区地域公共交通のあり方について検討するため、関係者が意見交換を行う場として、東区地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 本事業を基軸とした段階的なバス路線再編に関する事項
- (3) その他検討会議が必要と認める事項

### (委員構成)

第3条 検討会議の構成員は別表に掲げる者とする。

- 2 検討会議には、必要に応じて前項に規定する構成員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

### (会議の公開)

第4条 検討会議は原則として公開とする。

### (事務局)

第5条 検討会議に事務局を置く。

- 2 検討会議の事務局は、新潟市都市交通政策課、新交通推進課、東区役所地域課の3課で構成し、検討会議の運営にあたる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

別表

東区地域公共交通検討会議構成員

東区自治協議会選出委員
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局（輸送・監査担当）
関係交通管理者（所轄警察署）
新潟交通株式会社乗合バス部
新潟交通観光バス株式会社
新潟市ハイヤー・タクシー協会
新潟市都市交通政策課長
新潟市新交通推進課長
東区役所地域課長
東区役所建設課長